

【診療報酬の算定方法】

A. 基本診療料

- ・ 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・ 機能強化加算
- ・ 医療DX推進体制整備加算 5
- ・ 一般病棟入院基本料
（急性期一般入院料 4）
- ・ 療養病棟入院基本料
（療養病棟入院料 2）
- ・ 救急医療管理加算
- ・ 診療録管理体制加算 3
- ・ 医師事務作業補助体制加算 2
50対1 補助体制加算
- ・ 急性期看護補助体制加算
50対1 急性期看護補助体制加算
- ・ 重症者等療養環境特別加算
- ・ 療養病棟療養環境改善加算 1
- ・ 医療安全対策加算 2
- ・ 医療安全対策地域連携加算 2
- ・ 感染対策向上加算 2
- ・ 後発医薬品使用体制加算 1
- ・ データ提出加算 1 / データ提出加算 3
- ・ 入退院支援加算 2
- ・ 認知症ケア加算 2
- ・ せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・ 排尿自立支援加算
- ・ 地域包括ケア入院医療管理料 1
- ・ 入院時食事療養費（I）/入院時生活療養費（I）

2025年9月1日

B～N. 特掲診療料

- ・ 糖尿病合併症管理料
- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ 二次性骨折予防継続管理料 1
- ・ 二次性骨折予防継続管理料 2
- ・ 二次性骨折予防継続管理料 3
- ・ ニコチン依存症管理料
- ・ がん治療連携指導料
- ・ 外来排尿自立指導料
- ・ 薬剤管理指導料
- ・ 地域連携診療計画加算
- ・ 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ・ 医療機器安全管理料 1
- ・ 別添1の「第14の2」の1の(2)に規定する在宅療養支援病院
- ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・ 在宅がん医療総合診療料
- ・ 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料(遠隔モニタリング加算)
- ・ 持続血糖測定器加算
(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)
- ・ 及び皮下連続式グルコース測定
- ・ 検体検査管理加算(Ⅰ)
- ・ 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・ 補聴器適合検査
- ・ 小児食物アレルギー負荷検査
- ・ CT撮影及びMRI撮影
- ・ 無菌製剤処理料
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・ 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・ 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・ 人工腎臓
- ・ 導入期加算 1
- ・ 透析液水質確保加算
- ・ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・ 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- ・ 輸血管理料Ⅱ
- ・ 輸血適正使用加算
- ・ 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・ 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・ 麻酔管理料(Ⅰ)
- ・ 看護職員処遇改善評価料 6 6
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅰ)
- ・ 入院ベースアップ評価料 6 3